

令和5年度品川区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業 および特定子ども・子育て支援施設等指導検査における重点項目

1 一般指導検査の重点項目

(1) 運営管理関係

ア 職員の確保および処遇

- (ア) 職員配置基準に定める職員の員数および資格を満たしているか。
- (イ) 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。
- (ウ) 職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。
- (エ) 職員の資質向上のための取組を適切に行ってているか。

イ 安全対策の徹底

- (ア) 在籍児童に見合う基準面積が確保されているか。
- (イ) 安全計画に基づく安全措置（研修および訓練等）の実施ならびに消防計画に基づく避難訓練、救命救急訓練等の安全対策を実施しているか。

(2) 保育内容関係

ア 保育所保育指針の徹底

- (ア) 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重した適切な保育が行われているか。
- (イ) 保育所保育指針に基づく全体的な計画および指導計画の作成等がなされているか。

イ 児童一人ひとりに応じた保育の徹底

- (ア) 児童の健康状態の把握が適正になされているか。
- (イ) アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

ウ 安全対策の徹底

- (ア) 乳幼児突然死症候群の予防および睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
- (イ) 食事中の誤嚥および窒息等の事故防止対策は徹底されているか。
- (ウ) プール活動・水遊び、園外保育時、送迎時、その他保育中の事故防止に配慮しているか。
- (エ) 上記（ア）から（ウ）にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- (オ) 食中毒・感染症（特に新型コロナウイルス、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌O157、ノロウイルス）予防対策が徹底されているか。

(3) 会計経理関係

ア 適切な会計処理の徹底

- (ア) 会計基準等に従った適正な会計処理が行われているか。
- (イ) 計算書類等が適正に作成されているか。
- (ウ) 資金移動等に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。

イ 管理組織の確立

- (ア) 会計責任者と出納職員を区分するなど、内部牽制体制が確保されているか。
- (イ) 資産管理が適正に行われているか。

ウ 契約事務の適正化

- (ア) 契約締結の必要性を文書により明確化し、契約の透明性、正当性を第三者にも証明しうるものとしているか。
- (イ) 契約締結に当たっては、入札の実施により透明性を確保しているか。また、随意契約は、関係通知等により認められた範囲において適切に実施しているか。

※特定子ども・子育て支援施設等への指導検査においては、各施設の指導検査基準に照らし、以上の項目の中から適用可能なものを重点項目として確認する。

2 特別指導検査の重点項目

(1) 運営管理関係

法令等を順守した保育施設等の運営を行っているか。

(2) 保育内容関係

保育内容は、入所する児童の心身の健全な発達を図るものとして、良質かつ適切なものか。

(3) 会計経理関係

会計基準や関係通知に則った適切な事務処理が行われ、保育施設等の運営に要する費用が適正に使われているか。

※特定子ども・子育て支援施設等への指導検査においては、各施設の指導検査基準に照らし、以上の項目の中から適用可能なものを重点項目として確認する。